

# 特集

第46回

## 近畿知的障害者福祉大会

併催 第37回 奈良県手をつなぐ育成会研究大会 奈良市大会

第46回近畿知的障害者福祉大会  
(併催 第37回奈良県手をつなぐ  
育成会研究大会奈良市大会)を、

平成十九年九月九日(日)なら100  
年会館において開催いたしました。  
当日は残暑ことのほか厳しい  
中、橋本奈良県副知事、藤原奈良  
市長、国会議員の方々、関係機関  
のご来賓をお迎えし、近畿各府  
県・市より、育成会会員・関係機  
関の皆様方・ボランティア等総数  
1108名の参加をいただきました。

さて障害者自立支援法が本格実  
施され1年が経過しました。激変  
とも言えるべき福祉の状況下にお  
いて、今こそ、国・県・市町村にお  
ける全国的ネットワークを持つ育  
成会が情報を共有し、真に必要な  
障害者自立支援法を私たちの手で  
充実させるためのブロック大会で  
あることを目標としました。

「大会主題『学ぶ』・『働く』・  
『生きる』・『暮らす』・『楽しむ』

む』を支える”基本テーマ近畿ブ  
ロック発——障害者自立支援法の  
充実は私たちの手で——を実現す  
るための契機になる大会にと考え  
ました。

視覚障害を克服し、テノール歌  
手として、音楽を通し健常者と障  
害者が共に交りあうきっかけを作  
ろうとの活動を展開されている茶  
木敏行さんによる「手をつなぐ母  
の歌」によるオーブニングは、大  
会への大きな花を添えていただき  
ました。改めて母として生きるこ  
との大切さや素晴らしさへの深い  
感動が会場に広がりました。

開催県を代表して社団法人奈良  
県手をつなぐ育成会理事長小西藤  
司より障害者自立支援法が本格実  
施され1年を迎えるこの時に近畿  
それぞれの取り組みをつぶさに  
し合うことにより、平成21年見直  
し改制の時には、障害のある人た  
ちが安心して暮らすための「地域  
支援」「就労支援」の理念が実を

結ぶ第一歩となる大会にと、そし  
てその成果を近畿ブロックから  
これがいよいよ！障害者自立支援  
法”と全国の仲間が発信できるこ  
とを目指したい。1300年前に  
素晴らしい福祉理念が実践された  
この奈良の地からあたらしい価値  
観をもった福祉実現への成果を期  
待したいとの決意を込めた開会宣  
言がありました。

続いて大会会長の近畿連絡協議  
会会長松井美弥子さんの開会挨拶で  
は、平成21年度の施策見直しに向  
け、実態調査と意見集約を行い、  
真に生きていくための障害者自立  
支援法になるよう要望活動の展  
開、特別支援教育における「二一  
ズ」に於いた教育」教育・福祉・労  
働・医療の連携による個別計画の  
作成、権利擁護の観点から成年後  
見制度の活用について等、今後育  
成会が目指すべき活動についての  
示唆がありました。

## 午前の部

近畿各府県、市育成会より障害者自立支援法に関する現状や課題について発表しあい、それを受けて全日本より金子健副理事長のメッセージをいただきました。

各発表内容(要約)。

### ■暮らすを支える

社団法人京都手をつなぐ育成会  
小規模作業所「七」所長  
櫻井基生

育成会生活支援事業は、レスパイト事業を含み、単身生活者の総合的な支援、アテンドボランティア50人、利用者は50人が登録しています。内容は、何が起きているのか、どうしてこうなったのかを追求していくのが中心です。流れは本人との接見。本人に会うてどんな支援が可能か全体的な暮らしは、どういう風に構成できるのか課題を見つけます。その中でどう解決していくか考えていく。サービスを利用する前のこと、サービスをどうやったら利用できるかというのを、考える事業です。単身の人が多く、支えながら、近隣とのトラブルなどどうなっているか探りながらやっていく。いろいろな情報を集めて来て、それを組み

合せ自分の行動を選択していく。その行動を選択した時、又しなかった時どうなるかそういうことを考えて支援をしていく。その役割は、大切なのではないのでしょうか。

### ■「暮らす」を支える

社会福祉法人大阪知的障害者育成会  
理事長 藤田光司

私たちの組織は、言うまでもなく事業母体が親の会です。親の思いを受け止めた事業ができることが大きなメリットであるのではないかと思います。障害者本人の身になって支援できると言うことが大きな魅力です。暮らすと言うことは、人生そのものではないかと思えます。

支援法が実行され大きく変わっていくそのことをチャンスとして、豊かな人生を送れるようそういう事業が、必要ではないかと思えます。全体の事業としてその中から支援センター(しらさぎ)の紹介です。大阪の南部を担当しそれまでは、通所授産施設として10月1日からは多目的就労移行支援事業自立生活訓練事業としてスタート、住まいの場としてグループホームケアホーム合計9ヶ所34名の利用相談支援事業地域で生活すること

の相談窓口です。

家での暮しの支援として居宅介護、重度訪問介護、外出支援は移動支援事業、そしてできることを増やす為の自立生活訓練事業があります。

### ■「学ぶ」

自立支援法から見えてきたこと  
財団法人兵庫県手をつなぐ育成会  
副理事長 細見頼子

自立支援法について、何度も研修会などを開いていく中でたどりついたのは、どんなに厳しい法律や施策が実施されても、知的な障害があっても、人として尊厳を持ち、より良い人生を送ってほしいという願いは、ぶれる事はなく、権利擁護団体としての育成会の役割を再確認、再認識したのです。そして、住みなれた地域であたり前に生活するには、市町村の役割がとても大きい事です。障害程度区分の認定や福祉施策の策定などにも参加していく事を勧め、幸いにも兵庫県には育成会のない市町村はないので、私達の働きかけは非常に大きなエネルギーとなつていっていると思います。自立支援法の不備や問題点など、会員一人一人の声を国や県、行政と一緒に考えてもらいたい。利用する私達にとつ

てもサービス提供者にとつても非常に厳しい法律だと思うけれどサービスやケアが、今まで以上にやりよくなったり、地域格差なくサービスを受けられないと納得できないと思う、自立支援法から見えてきた権利擁護という事から、県、市町村と一体となって成年後見に取りくんであり、この11月から養成講座を開きます。最後に発達障害のある方の支援として、療育手帳の交付がされているのだが、危惧しているのは、知的障害に定義がない事、療育手帳に関してだけ自治体で発行できる物という事で市町村によっては混乱する所もあるのではないだろうか。長い間療育手帳は知的障害の有るという事での手帳という考えがあるので現場の方が混乱していくのではないだろうか。また皆さんの意見を聞かせてほしい。

### ■「生きる」支援

和歌山県新宮・東牟婁  
手をつなぐ育成会  
野澤宮子

和歌山県の南の端、県境の町にある新宮東牟婁という会です。会員は300名で取り組みは、運動会、もちつき大会、昨年より自立支援法学習会、事務局6名を中心

とし学習会それをまとめたのが、「えがお」機関誌で発行。

8月に自立支援法県出前講座の開催。12日おされん学校関係団体「自立支援法」を考えるフォーラム。ここでの意見を集約決議文として行政に陳情を行った。

この近畿大会の話が来て、「生きる」という題を頂き、事務局で話し合いました。私たちは、学校、施設づくりを頑張ってきたが、それは生きる権利・学ぶ権利・働く権利の障害者の人権を守ると言うことではないかと結論に達しました。

学習会で見えて来たのは、自立支援法になり、選ぶサービスになったけどサービスばかり目立って本人によりそうものになっているのだろうか。福祉サービスの向上それを自然なこととして考えることの出来る親、地域社会そういうものをつくりあげていくことだと思ふ。

□知的な障害と向きあって生きる

社会福祉法人大阪市知的障害者育成会

理事 大野 千津子

私には、33歳の娘がいます。

その娘が今現在知的障害者通所更生施設に通っております。

この子の誕生は、うれしい誕生でした。でも子どもの成長とともに発育の遅れに気づき、娘が1才

9ヶ月の時に「精神発達遅滞」と言われました。その時の思いは今でも忘れません。地域の小学校から養護学校に進みその間は、幸せな時間をすごしました。

卒業して社会への第一歩というのが措置制度の中、施設使用料、給食費のお金がかからないところで知的障害通所更生施設に通わせて頂いてきました。

措置制度から支援費制度へ移行してこれから先どうしたらいいのかわからないのが今の気持ちです。自立支援法では障害程度区分の認定が決まり減免措置をしながらも原則一割負担。施設利用者にとつては、定率負担実費負担が発生し、給食費が思ったより高く、施設側も給食費日割の計算により施設経営は大変です。将来、今ある様な制度を利用しながら生きていける道筋をつけておきたいと考えます。

□働くを支える

滋賀県小規模作業所

通所授産施設連絡協議会会長

社会福祉法人全日本育成会理事

白杉 滋朗

●滋賀県では…

滋賀県独自の取り組みとして障害者の働く事を支える企画として社会的事業所という制度があり、近

畿ブロックの中でもこういう事をやってみようかな、と思う。

今日のテーマである、学ぶ、働く、生きる、暮らすこの4つを別々にとらえていいのか、暮らすはまさに生きる事であり、生きていくからこそ働いていける。働くために学ぶ、働きながらいろんな事を学んでいく。障害の有り無しや、重度、軽度にかかわらずこの4つの物のひとつがなくてもいいという事はなく、知的障害があると就労が困難、だからといって、諦めるのではなくどう立ち向かっていくか育成会としては、どんな障害の人も働いて社会参加するというのが目標にしていかなければならない、夢を見ないと実現しない。障害者の社会参加という点で作業所制度の法的支援により、作業所が爆発的に増えた時期から30年余りが経ち、社会や当事者の要求水準が変化しました。滋賀県でも30年前作業所制度が始まり今から7年前、作業所制度の中に、障害のある人とも雇用関係を結ぶ事業所型作業所という制度ができた。

●大津市では…

大津市の社会的事業所の補助金は、障害のある人もない人も対等な立場で一緒に働く事ができる形態の職場を設置している者に出されてい

る、皆で働いて皆のお給料を皆で出して、みんなの生活を支えていく事はできないか、滋賀ができていたのだから他の所でもできないのか、そして社会的事業所の共に働く取り組みが地域の一般の事業所の考え方の中に広がって一人でも障害者を雇用しようかな。一緒に働こうかなという考え方が生まれたら、障害者の働く場が限定される形がなくなるのではないだろうか。それをめざして今の制度を大事にしていく事と、これから育成して行かねばならぬ物事がきり詰められないようにしていかなければいけない。

□(社)神戸市手をつなぐ育成会と

神戸市における就労支援

社団法人神戸市手をつなぐ育成会

副会長 後藤 久美子

神戸市手をつなぐ育成会と

関連団体について

○昭和32年神戸市手をつなぐ育成会結成、本年50周年を迎える。

○昭和50年社団法人認可を受ける。

○学校卒業後の行き場を充実するため、昭和54年社会福祉法人

「新緑福祉会」設立

○主に会員が株主になり、昭和62年株式会社「いくせい」設立

○地域生活支援サービス事業を推進するため平成17年、二つ目の

社会福祉法人「神戸育成会」を設立

○他市にない取り組みとして評価をされている神戸市育成会自立訓練補助事業は公益法人として神戸市より受託し、昭和61年6月より事業開始

○公的施設（市立施設や委託事業の墓園）での清掃、洗濯を通じて訓練を行っている。利用者76名（知的障害者）職員28名（嘱託2名）訓練期間は1年（以降更新あり）利用料無し、平成19年度訓練生手当は月額32,600円

○今後の課題としては訓練生の高齢化、神戸市より障害者自立支援法の就労支援就労継続事業への方向性を言われているが移行に向けては本人、保護者、職員の意識改革が不可欠である。本年4月から8月の間に5人が一般就労にと繋がった。

○知的障害者トリアル実習（神戸市より受託）平成17年より開始、施設・作業所利用者も一般企業に近い状況で実習することを目標として実習場所の提供を行い平成19年度より登録の一般企業も実習場所として提供していく予定である。

○株式会社「いくせい」は働く場

の創出拡大・安定した就労と社会参加・事業収益を障害者福祉に還元することを趣旨として設立。屋内外での清掃、資源リサイクル等神戸市等より委託により行う。委託料の減少や高齢化に向かう福祉就労社員のための環境づくりの構築が課題である。

○神戸市の就労支援として障害者就労推進センター・神戸市北部地域障害者就労推進センター等、充実した就労支援が展開されつつあるが、今後は一人ひとりのニーズに応じたオーダーメイドのサービス提供が出来る仕組みづくりとライフプランナーの存在が重要ではないかと考える。

○今後の課題としては訓練生の高齢化、神戸市より障害者自立支援法の就労支援就労継続事業への方向性を言われているが移行に向けては本人、保護者、職員の意識改革が不可欠である。本年4月から8月の間に5人が一般就労にと繋がった。

□奈良県のとりくみについて

奈良県福祉部障害福祉課  
地域生活支援係長  
藤田 諭 亨

1. 奈良県の現状

17年度までの県内相談支援の実施状況は市町村地域生活支援事業は県内39市町村のうち4市のみであり極めて意識は低く低調であった。また地域療育等支援事業は県内3ヶ所、知的障害者生活支援事業は県内3ヶ所、就業・生活支援センターは県内

2ヶ所など全体として拠点は乏しい状況にあった。

2. 取り組むべき方向

平成17年度策定「奈良県障害者長期計画2005」の重点的な取組課題の一つとして県内5県域ごとの相談支援体制整備を図ることとした。

県ケアマネジメント推進委員会においても各圏域ごとに中核となる相談支援拠点を整備し、市町村に対して指導的な役割を果たす相談支援担当を配置すべきこと等の提言、併せて、知的障害者や精神障害者などの生活支援や就労支援を行う就業・生活センターの支援体制を参考に、三障害統合の総合的な相談支援体制を図ることも協議をしていただいた。

3. 障害者自立支援法における相談支援事業

知的障害者生活支援事業から総合相談支援体制整備事業へ、障害者自立支援法が施行され、相談支援事業の県・市町村の役割が明確化されたことで県は市町村に対する広域的な支援の必要性を強く意識し、18年度当初より市町村の広域的支援を開始することとした。「奈良県障害者長期計画2005」の整備方針

や県自立支援協議会（県ケアマネジメント推進委員会より移行）の提言を考慮し、知的障害者生活支援事業から総合相談支援事業への移行を考えるところに現行の利用者に対するサービス低下が起きないよう配慮した。

三障害を対象とした総合相談支援事業を行うこととし事業所の選定については障害者福祉関係の施設経営をする社会福祉法人に対してプレゼンテーションを行った上、7月より事業を実施

4. 県のめざす相談支援体制整備

市町村に対して相談支援事業の必要性や事業の実施主体であることの意識付け、地域自立支援協議会の役割の重要性の呼びかけと未整備は市町村に明確な方向を示しながら、県全体の相談支援体制整備を目指したい。

午後部

「知的障害のある人の

権利擁護を考える」

岡山にある美作大学薬師寺研究室「美作福祉部隊」リカイヒロメタインジャー（理解広め隊）による自作自演の障害福祉理解の演劇。主人公（中太くん）。とある大学の

# 全日本育成会よりメッセージ

副理事長 金子 健

障害者自立支援法が、完全実施され、私たち知的障害者とその家族は今まさに、歴史的な変革期を迎え、混乱の中にあります。私たち当事者ばかりでなく行政も同じだと思います。

しかし、この大きな変革の中、その根底に流れている変わらないもの、それは地域で障害者が豊かに暮らすという理念であります。今まではそれが保障されてこなかった、夢の又夢だった。しかし、今それが少しずつ現実になろうと一歩一歩進んできているのです。

それは、国連の場をはじめめとした権利を確立するという動きとなって急速な高まりをみせています。

昨年、メキシコで行なわれた世界レベルの育成会に、各国から千人の知的障害者とその家族が参加しました。この催しは、4年に1度行なわれていきます。そこでは、ライフステージごとの支援をどのようにしたらよいかを、

世界中の人たちが話し合い考えました。そこで、とりわけ大切にされたのが、デグニティ(尊厳)ということ、障害のある人の尊厳を大事にしなから、サポートしていかうとする世界的な流れが生まれています。

国連の障害者権利条約が昨年12月採択され、満場一致で可決され障害のある人たちが一般の社会の中で必要なサポートを受けて暮らしていくという理念のもと、この条約を各国へ持って帰って批准するという作業に入っています。

国連の条約は、その国の法律の一番上に位置するそれだけ大切なものといえます。わが国の障害者自立支援法や学校教育法が、国連の障害者権利条約と矛盾するかもしれない、それならば、自立支援法や学校教育法をどう変えたらいいのかを今、国のレベルで検討されているところです。自立支援法の中の児童の部分

をどういうふうに扱うかはまだこれから検討されていくところです。でも、それをよりよい方向に動かしていくのは、地域での活動です。地域でくらす障害者の有意義な生活を守るにはどうしたらよいかを話しあう地域でのネットワークづくりを進めていく事が大切だと思います。そして、それを全国に発信していかねればならないと思います。

学生。その大学に養護学校から職場体験の実習生として来た知的障害児(自閉的傾向)との様々な体験を通じて、障害とは? 障害児者との接し方とは? を考える筋書き。「障害のあるなしに関わらず、人間は十人十色。彼らの不得意なところを手助けしたり、周りの人のちよつとした理解があれば彼ら(障害児者)も生きやすく、不要なトラブルも避けられる」と言うことを中太くんは学びました。

知的障害がある人はインプットはできても、アウトプットが苦手。広い意味でのコミュニケーション障害だと思えます。もし、私たちが2つの言葉しか話せない人との

会話。2つの言葉しか話せない国から転校生が来たらを想定した疑似体験。岡山弁でありがとううじヤケ・ジャケの2つの言葉での会話。伝える難しさ。聞き取る難しさ。私たちの子どもは、きつと少ない語彙、限りある理解能力の中で、必死に自分の気持ちを伝えたいのだと、思います。

身体障害者の体験は、車椅子。視覚障害者は、アイマスク・聴覚障害者はヘッドホン・完全ではないが、障害者の方の不便さを体感することが出来ます。では、精神障害/知的障害の方の体験は?

そこで、今回の2つの言葉だけで会話をしなければならぬ、コミュニケーションの取りづらさを体験することで、知的障害者のかたの生きづらさ、支援の必要性を体感できればと考えました。

「美作福祉部隊」は映画や芝居を通じてすべての人に障害者理解を得ることは望めなくとも、一人でも関心を持ち、理解を深めるきっかけになることを願って啓発活動を続けています。これからの福祉を担っていく人たちが、障害者本人だけの支援だけではなく、社会全体の意識改革までしなければ福祉は変わらないことを彼ら学生は気づき実践しています。



第46回 近畿知的障害者福祉大会  
併催 第37回奈良県手をつなぐ育成会研究大会奈良市大会

## 芝居仕立て 「行列の出来ない法律事務所」

障害者が加害者になる場合と被害者になる場合の2つのケースがあります。でも、大半は、被害者の立場。それも、「詐欺」と「誤解」。今回は知的障害者に良くある2つのケースをP&A大阪(代表辻川弁護士)一座がおもしろ、おかしく芝居仕立てで演じてくれました。更生相談所職員、大阪育成会職員、福祉施設職員、元全日本育成会職員の素人一座ですが、プロ顔負けの演技を披露していただきました。



① 障害者が悪徳キャッチセールスによる被害にあったら…

軽度の知的障害者が、キャッチセールス嬢に呼び止められる。彼女の美しさと、ただ(無料)と言う言葉にまどわされ「スグヤセール」という怪しげな商品の契約書にサイン。1ヵ月後、商品と代金30万円の請求書と「1ヶ月経過しているので、クーリングオフは出来ません」の書類。彼と母親は当惑し、行列の出来ない法律事務所の扉を叩くと…

② 知的障害者が痴漢に間違われたら…

電車内。若い、美しい女性のキラキラ光るベルトに興味津々の知的障害者。

的障害者。彼女の周りをウロウロ。そして、ついに彼の手は…。彼女は、ビックリ。大声で「痴漢!」。車掌が駆けつけ、警察に…。

2つのケース。いずれも、理解することが困難な知的障害者に良くあるケース。街に障害者が参加すればするほど、トラブルが付きもの。そのトラブルを一つずつ解決する事が障害者理解につながります。どちらも弁護士協力が必ず要ですが、もし頼みの弁護士が障害者理解が無かったら。もし駆けつけた警察官が障害者への理解があつたら。関わる人によって、同じ事柄でも違った展開に。悪徳キャッチセールスで30万円支払ったり、痴漢行為で逮捕されたりしてしまいます。

P & A大阪は、警察・コンビニ・鉄道・病院などへ、知的障害者理解のパンフレットを配り障害者への理解と権利擁護のために活動をされている一部分の紹介です。

## 本人大会

本人大会① みんなで考えよう。みんなが楽しもう。

本人大会② みんなでつくろう。みんなであそぼう。

知的障害がある人たちの「学び」「働き」「生きる」の支援が各法律により構築されつつある中、生活の質の一つとして大切な「楽しむ」ことの支援は自らの手で作りあげていくことを基本テーマ——近畿育成会発の「mini semi」と掲げ、本人大会においても、近畿各府県・市より楽しみや日々の活動についての発表や自由な創作を行いアートとミュージックのコラボレーションを企画しました。

ハッピーフラワーバンドのミニコンサートによるオープニングに続き、近畿みんなが集まる会会長有岡みゆきさんの開会のあいさつのもと、本大会会場より橋本奈良県副知事と藤原奈良市長が本人大会に駆けつけてくださり激励の言葉をいただきました。

### ◆オープニングミニコンサート

若さあふれる素敵な笑顔のハッピーフラワーバンドの皆さんの演奏でスタートしました。音楽療法士の梅



本佳子さんの巧みなリードで、近畿各地から集ったメンバーたちが、歌やリズムで若さを発散しました。

舞台上でドラムをたたきたい人？の呼びかけに、予想以上の人たちが上がってきました。年配の男性がハイと手を挙げたものの、ためらった後やつと上がってきて、歌に合わせてドラムをたたき終った時には、ひととき大きな拍手が起りました。

### ハッピーフラワーバンド

「音」を楽しむという同じ目的を持って集まった施設・作業所等で働くスタッフから成る音楽集団。気軽に出かけていって音楽を通じて、心のケアに役立ちたいとの思いで活動にとり組む。

### ◆代表者発表 「活動報告については抜粋」

●兵庫 竹村広造さん

全日本育成会本人活動委員として4年間全国大会や本人のための相談会等で活動をしてきたことや兵庫県の「のじぎくの会」の活動について。

●京都府 ピアノ演奏

西森一生さん 乙女の祈り

上田仁美さん ぼくはくま・Best Friend

●和歌山県 野澤大輔・榊田佳江・博多誠也さん

「くじらサークル」の活動について

障害者自立支援法について親の負担も考え、サービス利用を控えてしまふ。お金のからない制度にしてほしい。働きたいけどサポートしてくれる人がほしい等、仕事の悩み等について意見発表。

●神戸市 「てとて」 住中和哉・山本重夫・竹下友香・中地祥子・徳網桂子・友保貴裕・西原辰三さん

皆が仲よくなることを目的としている「てとて」活動について、卓球・宿泊訓練、グランドゴルフ、音楽プログラム、特別プログラム等、様々な活動を行なっていること。月1回の「てとて」の活動で自分に自信をもつことが出来るようになり仲間づくりや規律を守ることにより助け合うことを学んだ。仕事の意欲にもつながっている。これからも色々なことにチャレンジしたい。



## 近畿知的障害者福祉大会

### 本人大会風景より



▲会場の本人もいっしょにおどり出しました

▼たのしく製作中ですが、どんなのできるかな



▲ステージでともに



▲有岡会長のあいさつ



▶みんなで作った作品、できあがり！



## ●奈良県からは

本人の会「サンメイト」を中心に28名のメンバーが踊りを発表しました。「よさこいソーラン」「世界に一つだけの花」「ゴリエのミッキー」を会場狭しと踊りました。

活動報告あり、演奏あり、踊りありと日頃の活動の成果を発表しました。そして本人大会(2)の皆で力を合せて自由に作り上げたアーツがステージに飾られました。ライトに照らされ、何と一本の木に柿、バナナ、栗などが鈴なりの魔法の木が出来上がりました。多くの支援者に支えられ会場が一体となった本人大会となりました。

沢山のボランティアさんに支えられ、若い学生さんたちも目立ち、会場が一体となり、元気、楽しさが広がりました。

障害者自立支援法施行に伴う各府県・市の発表を通し、それぞれの地域においてはどうか?そして課題は?

知的に障害のある人たちが安心して暮らせる社会実現へ向け、育成会の果たすべき役割の重要性をそれぞれが感じ、今後の活動に反映しなければならぬことを踏まえ以下決議されました。次年度開催地和歌山県大会につないでいきましょう!

## ●編集後記

近畿大会が無事終わりました。無事という言葉は大きな事故、大きなトラブルも無くの意味で、当初の目的を本当に達成出来たのかと言う答えは、今後の育成会活動を見て初めて成功か?失敗か?の答えが出ると思います。別の視点から見ると、障害者自立支援法が障害者本人に合った法律と感じられる時に、初めての近畿大会が「無事」終わったと言えるのだと奈良県育成会は考えています。又、近畿大会はイベントではなく、近畿ブロックでの1年間の活動報告(総念)的要素があるとも思います。特に、障害者自立支援法を含む国の政策が揺れ動く時、当事者団体としての育成会がはっきり自己主張をする為のブロック大会だと私たちは認識をして今回の近畿大会に臨みました。言い換えれば、この時期に近畿大会を開催できた奈良県育成会は幸せだったと感謝しています。皆さんにとって、奈良県大会はいかがだったでしょうか?

今、福祉の業界では、枕詞のように「福祉が大きく変わる...」「激変する障害者福祉の...」「障害者にとって真の...」として障害者自立支援法の話に入っていきます。今の福祉の動きの中で、育成会をどれだけの

人が必要としているでしょうか。以前に比べて必要度数は、かなり低下しているように感じます。多くの福祉関係機関が在りますが、全国各地すべてに組織を持つて活動しているのは育成会しかありません。その、ネットワークを最大限に生かして、障害者自立支援法の抜本的見直し、その時の発信元となる活動をしていきたいと考え、今回の近畿大会を企画しました。それが、午前の近畿各育成会の障害者自立支援法に関する報告会でした。

育成会活動はこれからは他組織・他団体を巻き込んだ活動が必要という考え方から、今回は施設協会に昼食を(障害者所得増進計画の支援)そして、若い人材(福祉学科専攻)育成も兼ねて美作大学の学生の方に障害児・者の理解を担当して頂きました。彼らが、福祉の現場に出た時には、どこかで私たちの子どもを支えてくれると思います。

本人大会は、先ず「楽しむこと」は自らの手で。「生きる」「働く」「学ぶ」は支援が必要。でも、「楽しむ」事の企画は私の手で。との願いで企画してみました。形がみえるアートと形が見えないミュージックの両面から障害者の楽しむを検証してみました。理屈ぬき。楽しいことは楽しい。そんな感じで本人たちと会場は

盛り上がりつつありました。

そして今回、私たちが心がけたのは、これからの福祉を支えて頂く若い人たちの育成、特に障害者への支援のあり方を実感していただくことでした。本人大会で作ったアート(ペーパークラフトによる仲間の木)にプロの照明さんの光の演出を加えると桃色:桜/緑:新芽/橙:紅葉/青:冬と見事に変化していきま。舞台でのピアノ演奏・ダンスも音響と照明を加えることで、一つの芸術になります。言い換えれば、舞台の上では、プロの音響・照明の方が障害者本人の支援者なのです。それが、障害者支援なのです。

今回の近畿大会、本人大会、一部の発表の方、二部のP&A大阪。美作大学薬師寺研究室の学生の方。会館の方。ボランティアの方。総て障害者の支援者。そして、近畿ブロックも当然第一の支援者です。

紙面の都合上、大会の各府県については育成会HP、またはDVDについてお申し込みください。

●お問い合わせは  
奈良県手をつなぐ育成会事務局  
TEL 0744-29-0150  
HPアドレス  
<http://www16.ocn.ne.jp/ikseikai/>



記

私たちは本日、「第46回近畿知的障害者福祉大会（併催：第37回奈良県手をつなぐ育成会研究大会奈良市大会）」の名のもとに、近畿ブロック発—障害者自立支援法の充実は私たちの手で！—を基本テーマとし、多くの関係機関のご支援ご協力をいただき、そして近畿各府県より多くの友が、ここ古都奈良に集い、実り多い大会を開催することができました。

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」、10月より本格実施されて1年が経過しようとしています。障害のある人が、その人に合った支援サービスを利用しながら自立を目指し、地域で安心して暮らす、との理念に基づきスタートした「障害者自立支援法」でした。しかし激変につぐ激変のこの1年、この法が真に当事者の立場に立って熟慮され制定されたのであるのか、私たちは疑念を抱かざるを得ませんでした。

真に理念にかなった法であるために、私たち手をつなぐ育成会は情報を共有しながら、障害者本人にとってそれぞれの具体的な政策提言を積極的にやっていくことが、今後の活動と考えます。

そのために地域育成会から近畿育成会へ、そして全日本育成会へのネットワークを最大限発揮しなければなりません。

大会主題に沿って障害者・児の～「学ぶ」・「働く」・「生きる」・「暮らす」・「楽しむ」を支える～に基づき次の事項が速やかに実現されるよう決議いたします。

一、障害者本人が自ら働くことによって夢のある人生を送れるような、就労支援と所得保障の充実が図られること。

一、障害者本人それぞれが、地域間格差のない個別支援計画に基づいた適切な支援が受けられるよう相談支援事業の整備・充実が図られること。

一、障害者本人にとって、今後予想される介護保険との統合の是非については、徹底的に検討協議されること。

一、障害者本人誰もが安心して医療が受けられるよう、障害者医療体制の整備・充実が図られること。

一、障害児本人が、学齢期における生活全般から見た、特別支援教育の適切な整備充実が図られること。

一、国連で採択された「障害のある人の権利に関する条約」（略称：障害者権利条約）の批准と国内法令の早期整備が図られること。

以上決議するとともに、育成会に入っていて良かったとの思いを大切に、それを若い世代につないでいくことと、本人活動がさらに、楽しく、たくましく、自立していくことを目指します。

平成19年9月9日

第46回 近畿知的障害者福祉大会

(併催 第37回奈良県手をつなぐ育成会研究大会奈良市大会)

- 1、私たちに関わることは、行政や家族、支援者は勝手に決めないで私たちをまじえて決めてください。
- 2、私たちが安心して働ける場所をふやしてください。
- 3、私たちに公営住宅をもっと利用させてください。家賃が高い場合は、家賃助成制度を充実してください。
- 4、私たちの立場になって相談を受けてくれる場所を、土日、祝日も含めて作ってください。
- 5、療育手帳をカード化して、使いやすくしてください。
- 6、障害の重度・軽度及び距離、また住んでいる地域に関わらず、すべての交通機関の運賃割引を実施してください。
- 7、標識やアナウンスはもっとわかりやすく、駅や電車やバスなど、もっと使いやすくしてください。
- 8、療育手帳を持っている人すべてが、障害者基礎年金をもらえるようにしてください。
- 9、社会の中で虐待やいじめで、困っている仲間がいます。私たちの権利をまもり、中傷したり、妨害や虐待することは絶対にやめてください。

私たちが希望に向かって進むことができるよう、以上、決議します。

平成19年9月9日

近畿みんなで集まる会 一同